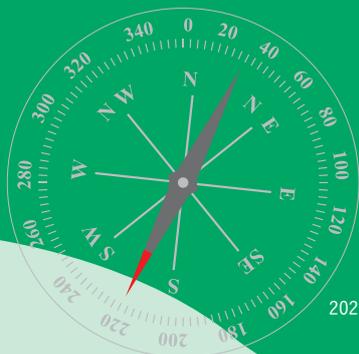


業界のタイムリーな情報をお手元に

ビルメン FUKUOKA



2021年度(第27回)都市ビル環境の日 第14回「子ども絵画コンクール」最優秀賞

『深海のそうじロボ』

豊福 孝浩さん(山川小学校3年)の作品

2022

2

Issue ● 338

編集・発行/
公益社団法人 福岡県ビルメンテナンス協会
〒812-0011 福岡市博多区博多駅前1丁目15番12号
TEL. (092) 481-0431 FAX. (092) 481-0432
<http://www.fukuoka-bma.jp>



職場における労働衛生基準が変わりました

～照度、便所、救急用具等に係る改正を行いました～

令和3年12月1日に「事務所衛生基準規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令」が公布され、職場における一般的な労働衛生基準が見直されました。事務所における照明の基準のほか、事務所その他の作業場における清潔、休養などに関する労働衛生基準は、次によることとしてください。

省令の改正に伴って変更される点

▶作業面の照度【事務所則第10条】※令和4年12月1日施行

現在の知見に基づいて事務作業の区分が変更され、基準が引き上げられました。

▶便所の設備【事務所則第17条、安衛則第628条】

新たに「独立個室型の便所」※が法令で位置づけられました。

便所を男性用と女性用に区別して設置するという原則は維持されますが、独立個室型の便所を付加する場合の取り扱い、少人数の作業場における例外と留意事項が示されました。

なお、従来の設置基準を満たしている便所を設けている場合は、変更の必要はありません。

(※) 男性用と女性用に区別しない四方を壁等で囲まれた一個の便房により構成される便所。

▶救急用具の内容【安衛則第634条】

作業場に備えなければならない負傷者の手当に必要な救急用具・材料について、具体的な品目の規定がなくなりました。

POINT 社会状況の変化に合わせ、すべての働く人々を視野に対応

作業場における清潔を保持するための措置、休養のための措置、良好な作業環境を確保するための措置などは、すべての働く人々にとって重要です。関係通達も含めた労働衛生基準の見直しについて、右ページで詳しく説明しています。



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

職場における労働衛生基準の見直しの 主な項目とポイント

(事務所衛生基準規則及び労働安全衛生規則の一部改正関係)

主な項目	見直しのポイント
照度 ＜事務所のみ＞ (R4.12.1 施行)	◎事務作業における作業面の照度の作業区分を2区分とし、基準を引き上げた。 ▶一般的な事務作業(300ルクス以上) ▶付随的な事務作業(150ルクス以上) ◎個々の事務作業に応じた適切な照度については、作業ごとにJISZ9110などの基準を参照する。
便所 ※便所を男性用と女性用に区別して設置する原則は維持	◎男性用と女性用の便所を設けた上で、独立個室型の便所(注)を設けたときは、男性用及び女性用の便所の設置基準に一定数反映させる。 ◎少人数(同時に就業する労働者が常時10人以内)の作業場において、建物の構造の理由からやむを得ない場合などについては独立個室型の便所で足りるものとした。既存の男女別便所の廃止などは不可。 ◎従来の基準を満たす便所を設けている場合は、変更は不要。 (注) 独立個室型の便所：男性用と女性用を区別しない四方を壁等で囲まれた一つの便房により構成される便所。
シャワー設備等	設ける場合は、誰もが安全に利用できるようにプライバシーにも配慮する。
休憩の設備	事業場の実情に応じ、広さや設備などを検討することが望ましい。
休養室・休養所	◎随時利用が可能となるよう、機能を確保する。 ◎入口・通路からの目隠し、出入り制限等、設置場所等に応じ、プライバシーと安全性の両者に配慮する。
作業環境測定 ＜事務所のみ＞	一酸化炭素、二酸化炭素濃度の測定機器は、検知管に限らず、同等以上の性能を有する電子機器等も可である旨を明示した。
救急用具の内容	作業場に備えるべき救急用具・材料について、一律に備えなければならない具体的な品目についての規定を削除した。 職場で発生することが想定される労働災害等に応じ、応急手当に必要なものを産業医等の意見、衛生委員会等での調査審議、検討等の結果等を踏まえ、備え付けることとした。

「雇用保険マルチジョブホルダー制度」を新設します

2022年1月1日スタート!

「雇用保険マルチジョブホルダー制度」とは

- ▶ 従来の雇用保険制度は、主たる事業所での労働条件が週所定労働時間 20 時間以上かつ 31 日以上の雇用見込み等の適用要件を満たす場合に適用されます。
これに対し、「雇用保険マルチジョブホルダー制度」は、複数の事業所で勤務する 65 歳以上の労働者が、そのうち2つの事業所での勤務を合計して以下の適用対象者の要件を満たす場合に、本人からハローワークに申出を行うことにより、申出を行った日から特例的に雇用保険の被保険者（マルチ高年齢被保険者）となることができる制度です。
- ▶ マルチ高年齢被保険者であった方が失業した場合※1には、一定の要件※2 を満たせば、高年齢求職者給付金（被保険者であった期間に応じて基本手当日額※3 の 30 日分または 50 日分の一時金）を受給することができるようになります。

※1 2つの事業所のうち1つの事業所のみを離職した場合でも受給することができます。ただし、上記2つの事業所以外の事業所で就労をしており、離職していないもう1つの事業所と当該3つ目の事業所を併せて、マルチ高年齢被保険者の要件を満たす場合は、被保険者期間が継続されるため、受給することができません。

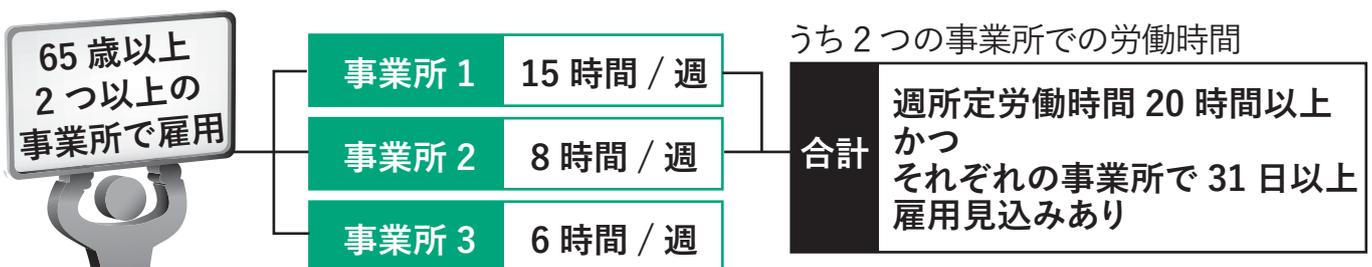
※2 離職の日以前1年間に、被保険者期間が通算して6か月以上あること等の要件があります。

※3 原則として離職の日以前の6か月間に支払われた賃金の合計を 180 で割って算出した金額の、およそ5～8割となっており、賃金の低い方ほど高い率となります。

「雇用保険マルチジョブホルダー制度」の適用対象者

マルチ高年齢被保険者となるには、労働者が以下の要件をすべて満たすことが必要です。「雇用保険マルチジョブホルダー制度」の場合、雇用保険の適用には本人の申出が必要です。
加入後の取り扱いは通常の雇用保険の被保険者と同様で、**任意脱退はできません**。

- 1) 複数の事業所に雇用される 65 歳以上の労働者であること
- 2) 2つの事業所（1つの事業所における1週間の所定労働時間が5時間以上 20 時間未満）の労働時間を合計して1週間の所定労働時間が 20 時間以上であること
- 3) 2つの事業所のそれぞれの雇用見込みが 31 日以上であること

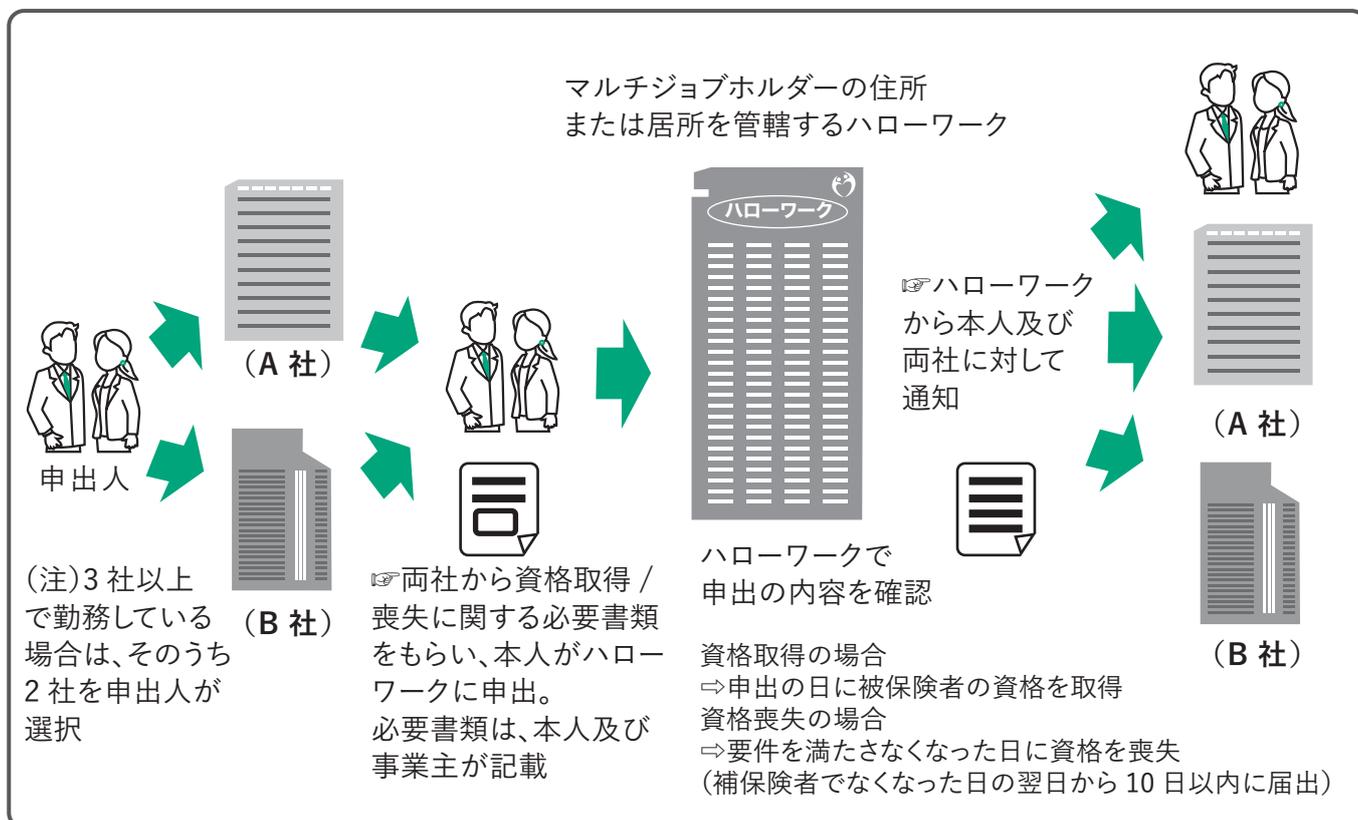


※ 上記の1と2の事業所で雇用保険の適用を受けた場合、2を離職しても、1と3の労働時間が週 20 時間以上あるため、1と2で喪失に係る届出後、改めて1と3の雇入に係る届出が必要です。

基本的な手続きの流れ

通常、雇用保険資格の取得・喪失手続きは、事業主が行いますが、「雇用保険マルチジョブホルダー制度」は、マルチ高年齢被保険者としての適用を希望する本人が手続きを行う必要があります。事業主の皆さまは、本人からの依頼に基づき、手続きに必要な証明(雇用の事実や所定労働時間など)を行ってください。これを受けて、本人が、適用を受ける2社の必要書類を揃えてハローワークに申し出ます。

なお、当該手続きは、電子申請での届出は行っておりませんのでご留意願います。



事業主の皆さまへのお願いと注意点

- ▶ マルチジョブホルダーが雇用保険の適用を受けるためには、**事業主の皆さまの協力が必要不可欠**です。労働者から手続きに必要な証明を求められた場合は、**速やかなご対応**をお願いします。事業主の協力が得られない場合は、ハローワークから事業主に対して確認を行います。
- ▶ 雇用保険の成立手続きが済んでいない場合は、別途手続きが必要になります。
- ▶ マルチジョブホルダーが申出を行ったことを理由として、解雇や雇止め、労働条件の不利益変更など、**不利益な取り扱いを行うことは法律上禁じられています**。
- ▶ マルチジョブホルダーがマルチ高年齢被保険者の資格を取得した日から**雇用保険料の納付義務が発生します**。

「雇用保険マルチジョブホルダー制度」の詳しい情報は

「雇用保険マルチジョブホルダー制度」の申請パンフレットをご覧くださいか
お近くのハローワークにご相談ください。

〇〇労働局 公共職業安定所 管轄区域



職場での 転倒 にご注意ください!

転倒予防のために 適切な「靴」を選びましょう

サイズ

靴と足はフィットしていますか?

足に合った靴は疲労の軽減、事故の防止につながります。



屈曲性

親指から小指の付け根を適度に曲げられますか?

靴の屈曲性が悪いと、疲労の蓄積、擦り足になりやすく、つまずきの原因となります。



重量バランス

靴の前後の重さのバランスはとれていますか?

靴の重量がつま先部に偏っていると、歩行時につま先部が上がりにくく、つまずきやすくなります。



つま先部の高さ

つま先から床面まで一定の高さがありますか?

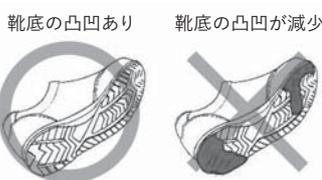
つま先の高さが低いと、ちょっとした段差につまずきやすくなります。



靴底の減り具合

靴底がすり減っていませんか?

靴底の減りが大きい靴は、滑りやすくなります。



耐滑性の有無

靴の滑りにくさを確認していますか?

耐滑性を有する靴は、以下の箇所で確認できます。

■安全靴の場合

個装箱のJISマーク表示の近くに「F1」または「F2」の表示があるか確認してください。



■プロスニーカーの場合

靴のべろ裏面の表示に、耐滑性のピクト表示があるかを確認してください。



その他の性能

■静電気帯電防止性

静電気帯電による放電着火の防止と、低電圧での靴底からの感電防止性能



■かかと部の衝撃エネルギー吸収性

かかとのクッション性に関係し、かかと部の疲労防止性能



■耐踏み抜き性
釘などの鋭利なものから足裏を防護する性能



先芯がいらぬ作業環境で使用する耐滑靴の探し方

作業時に着用する靴の安全性は、作業環境の状況に応じて決められています。先芯（安全性を確保するために靴のつま先部分に入れる）を履く必要のない作業環境の場合でも、耐滑靴を着用しなければならないことがあります。その場合、先芯入りの安全靴やプロスニーカーであれば、靴の表示で耐滑性を確認できますが、先芯入りでない靴は、表示で耐滑性を確認することができません。その場合は、耐滑靴取り扱い店・メーカーにご相談ください。

職場の状況に適合する靴を紹介できるよう、以下の項目を参考に職場の作業環境等もご説明ください。

■作業中に重量物を取り扱うことがあるか

重量物を取り扱う場合、安全靴を着用してください。



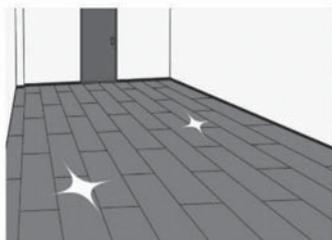
■作業中や作業後に水を取り扱うことがあるか

水を取り扱う場合、靴の表面素材は人工皮革製・ゴム製が最適です。



■床の材質 塗り床／タイル／カーペット等

床の材質で適合する靴底が変わります。



■滑りが発生する場合の状況

滑りが起きた状況によって対策が変わります。

(例)

- ・物につまずいた→運搬と通路改善
- ・濡れた床で滑った→水・油用耐滑靴検討
- ・凍結路面で滑った→氷用耐滑靴検討



STOP! 転倒災害プロジェクト

厚生労働省と労働災害防止団体は、労働災害のうち最も件数が多い「転倒災害」を減少させるため、「STOP! 転倒災害プロジェクト」を推進しています。

STOP! 転倒



日本安全靴工業会 日本プロテクティブスニーカー協会 厚生労働省

新型コロナウイルス感染症による 小学校休業等対応助成金について

令和3年8月1日から令和4年3月31日までの間に、以下の子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、有給(賃金全額支給)の休暇(労働基準法上の年次有給休暇を除く)を取得させた事業主は、助成金の対象となります。

- ①新型コロナウイルス感染症に関する対応として、ガイドラインなどに基づき、臨時休業などを行った小学校など(保育所等を含みます)に通う子ども
- ②新型コロナウイルスに感染した子どもなど、小学校などを休む必要がある子ども

事業主の皆さまには、この助成金を活用して有給の休暇制度を設けていただき、年休の有無にかかわらず利用できるようにすることによって、保護者が希望に応じて休暇を取得できる環境を整えていただければ幸いです。

【助成内容】有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額 × 10 / 10

具体的には、対象労働者1人につき、対象労働者の日額換算賃金額^{※1} × 有給休暇の日数で算出した合計額を支給。

※1 各対象労働者の通常の賃金を日額換算したもの(日額上限額^{※2}あり)

休暇取得期間	日額上限額 ^{※2}	申請期限 ^{※3}
令和3年 8月1日~10月31日	13,500円	令和3年 12月27日(月)必着
令和3年 11月1日~12月31日	13,500円	令和4年 2月28日(月)必着
令和4年 1月1日~3月31日	令和4年 1~2月: 11,000円 令和4年 3月: 9,000円	令和4年 5月31日(火)必着

※2 申請の対象期間中(注)に緊急事態宣言の対象区域、またはまん延防止等重点措置を実施すべき区域であった地域(原則、都道府県単位)に事業所のある企業については、15,000円。

注: 事業主の方から申請いただいた休暇日の最初の日から最後の日までの間(申請対象の労働者が複数いる場合は、休暇の開始が最も早い労働者の開始日から、終了が最も遅い労働者の終了日までの間)

※3 ただし、やむを得ない理由があると認められる場合(以下Ⅰ又はⅡ)は、申請期限経過後に申請することが可能(令和4年6月30日まで)です。

- Ⅰ. 労働者からの都道府県労働局『小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口』への「(企業に)この助成金を利用してもらいたい」等のご相談に基づき、労働局が事業主への助成金活用の働きかけを行い、これを受けて事業主が申請を行う場合
- Ⅱ. 労働者が都道府県労働局『小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口』へ相談し、労働局から助言等を受けて、労働者自らが事業主に働きかけ、事業主が申請を行う場合

■労働者の皆さまへ

都道府県労働局『小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口』では、「企業にこの助成金を利用してもらいたい」等、労働者の方からのご相談内容に応じて、企業への特別休暇制度導入・助成金の活用の働きかけ等を行っています。特別相談窓口(休業支援金・給付金の仕組みによる労働者からの直接申請含む)については、こちらをご参照ください。

⇒「小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口のご案内」



■事業主の皆さまへ

- ① 支給要件の詳細や具体的な手続きは、厚生労働省ホームページにてご確認ください。

申請書は、厚生労働省ホームページから印刷してください。

新型コロナ 休暇支援



※①雇用保険被保険者の方用と、②雇用保険被保険者以外の方用の2種類の様式があります。

※事業所単位ではなく、法人ごとの申請となります。また、法人内の対象労働者について可能な限りまとめて申請をお願いします。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_00002.html

- ② 申請書の提出方法

本社所在地を管轄する都道府県労働局 雇用環境・均等部(室)まで郵送でお願いします。

※必ず配達記録が残る郵便(特定記録郵便やレターパックなど)で配達してください(宅配便などは受付不可)。



<お問い合わせは、コールセンターまで>

『雇用調整助成金、産業雇用安定助成金、小学校休業等対応助成金・支援金コールセンター(フリーダイヤル)0120-60-3999 受付時間▶9:00~21:00(土日・祝日含む)』

※詐欺にご注意ください。国や委託事業者から、助成金の相談について電話などで勧誘することはありません。また、振込先、口座番号やその他の個人情報をご本人の方に電話で問い合わせることはありません。



受賞おめでとうございます

厚生労働大臣表彰



株式会社 大興社
代表取締役社長 野形 修一

(公社)福岡県ビルメンテナンス協会の推薦により、野形修一氏が令和3年度厚生労働大臣表彰の栄に浴されました。永年に亘って建築物環境衛生事業に尽力されたご功績が特に顕著であったと認められたものであり、心からお慶び申し上げます。

(公財)日本建築衛生管理教育センター 会長表彰



九州ビルサービス株式会社
営業部次長 高橋 壮文

(公社)福岡県ビルメンテナンス協会の推薦により、高橋壮文氏が2021年度(公財)日本建築衛生管理教育センター会長表彰の栄に浴されました。永年に亘って協会研修会講師として、従事者の資質の向上に尽力されたご功績が特に顕著であったと認められたものであり、心からお慶び申し上げます。

2月

行事予定

3	木	防除作業従事者研修 (久留米会場) 於：久留米地域職業訓練センター
9	水	防除作業従事者研修 (北九州会場) 於：北九州パレス
17	木	清掃作業従事者研修 (集合教育) 基礎コース I (飯塚会場) 於：飯塚市立岩交流センター
24	木	清掃作業従事者研修 (集合教育) 基礎コース II (福岡会場) 於：ももちパレス
28	月	14:00～ 第137回理事会 於：県協会会議室

お忘れなく

毎月10日は「災害発生報告書」提出締切日です。
毎週金曜日は知事登録業務相談窓口開設日です。
(申し込みは、該当週の水曜日まで)

ブルーウイング もじ

表紙の写真



西海岸地区再開
発事業の一環
として、門司第
一船溜まり周
辺の回遊性を
高めるために、門
司港の新浜地区と西
海岸地区の間に設けられた歩行者用の可動
橋です。親橋と子橋からなり、どちらもテコの
原理により桁が上がります。

<令和3年度11月分> 労働災害発生状況 ※ ()内は前年同月の状況

Report

労働福祉委員会調査



■事故の型別

区分	墜落 転落	転倒	激突	飛来 落下	倒壊	激突され	挟まれ 巻き込まれ	合計
人	4(4)	9(7)	5(3)	(2)			1(2)	
区分	切れ こすれ	有害物質	感電	交通事故	動作の 反動等	針刺し	その他	合計
人	(1)			2(5)	(2)	(2)	(2)	21(30)

■年齢階級別死傷者数

区分	19歳以下	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65歳以上	合計
人		1	(2)	1(3)	3(5)	2(6)	14(14)	21(30)

■休業日数

区分	休業なし	3日以内	4日以上	15日以上	31日以上	91日以上	死亡	合計
人	7(12)	3(3)	3(4)	3(5)	5(5)	(1)		21(30)